

## 第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月25日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後2時00分～午後3時12分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人)          会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明</p> <p>4. 欠席委員(1人)          18番 相吉澤 宏</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について          日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について          日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第268号)の承認について          日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第269号)の承認について          日程第8 議案第7号 令和5年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について          日程第9 議案第8号 令和6年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(森林)	ただいまから令和6年第4回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(森林)	本日、18番 相吉澤 宏 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 ) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 6番 大野 覚文 委員、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。
4番 仲澤 清一 委員	4月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転、●●●と交換。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田86a、畑8a、計94a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。  4月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転、●●

<p>(4番 仲澤 清一 委員)</p>	<p>●と交換。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0km、母親宅の隣接地、申請人宅からは約35km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田43a、畑2a、計45a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>4月21日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のおおりにあります。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、そば、麦、露地野菜、果樹を作付予定。農業従事経験及び農業形態、約5年。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。</p>
<p>11番 奥畑 智子 委員</p>	<p>4月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のおおりにあります。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜、栗、柿。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機6台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑5a、樹園地19a、計24a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号1番について、結構な経営面積がありながら農機具がトラクター1台ですが、農作業は委託しているのでしょうか。</p>

4番 仲澤 清一 委員	はい。農作業は委託しています。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局（大橋）	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
議長	< 議案第2号 議案書の朗読 > 調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。
4番 仲澤 清一 委員	4月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と市内の借家で生活しているが、子の成長に伴い手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。総事業面積、408.10㎡、うち209.10㎡は宅地。所有者の同意書、あり。転用面積、199㎡。転用目的、一般住宅 木造2階建 1階61.27㎡、2階51.34㎡。建築面積、62.93㎡。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、市営下水道。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年5月1日から令和7年5月1日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>整理番号2番、3番について、19番 塩野目 富夫 委員にお願いいたします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>4月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで田、南が畑、北が宅地。同意書、あり。権利の移転、設定、使用貸借権の設定50年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と市内の夫の実家で生活しているが、妻の両親の世話をすることを考慮して、妻の実家近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。総事業面積、487㎡、うち46㎡は雑種地、譲渡人所有地。転用面積、441㎡。転用目的、一般住宅 木造平屋建 80.50㎡。建築面積、86.11㎡。進入路、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和6年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで田、西が田、南が用悪水路・道を挟んで宅地、北が道を挟んで田。同意書、なし。説明済、理由書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,448㎡、うちフェンス内約990.86㎡。転用面積、1,382㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。14年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル154枚、寸法2,279mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力84.70kW、年間発電量約8万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年6月20日から令和6年7月20日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年10月20日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。土地改良区の意見書あり。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 17番 黒須 明 委員、何かありますか。
17番 黒須 明 委員	23日の現地調査で確認しましたが、周囲は全て宅地なので、特に問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 10番 小川 雄三 委員、何かありますか。
10番 小川 雄三 委員	申請人の親も申請地もよく知っているのですが、申請地は第1種農地であるものの、自家消費野菜を作っているくらいで、第1種農地という印象はほとんどないところです。娘さんが来てくれるということでよかったなと思います。
議長	●●●地区担当 7番 齋藤 勉 委員、何かありますか。
7番 齋藤 勉 委員	問題ないと思われま。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3番 栗野 隆夫 委員	4月16日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整

(3番 栗野 隆夫 委員)	理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和43年1月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約37年。申請地は、昭和61年に倉庫を建築し、残りの敷地を庭園として利用して、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (中山)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8番 川上 恵 委員	4月22日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成20年3月売買により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成10年頃には既に雑木等が繁茂していた。その後、平成20年に農地法3条許可を受けたが、中々手入れが行き届かず、山林化したまま現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知

(8番 川上 恵 委員)	することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第268号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局(中山)	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第268号)の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画(第268号)については、新規6件、更新10件です。利用権の設定を受ける者11名、利用権を設定する者16名です。利用権の設定面積は、47,957㎡です。令和6年度累計は、47,957㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年4月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >

議長	<p>ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第268号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第268号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第269号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第6号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第269号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第269号）については、新規2件、利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者2名、面積17,787㎡です。令和6年度累計は、17,787㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年4月30日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
12番 小川 祥一 委員	<p>●●●氏所有の田は約1町歩で、●●●氏所有の田は約7反歩ですが、●●●氏の田の賃借料が倍くらいとなっております。この差は。</p>
事務局（中山）	<p>賃借料は相対で決めているので、詳細は不明です。</p> <p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p>

議長	ただいま上程中の、議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画（第269号）の承認について」は、他に質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号「那須烏山市農用地利用集積計画（第269号）の承認について」は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第8 議案第7号「令和5年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（森林）	< 活動実績報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第7号「令和5年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」は、質疑がないようですので、原報告書のとおりとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号「令和5年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」は、原報告書のとおりとすることに決定いたしました。
	次に、日程第9 議案第8号「令和6年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第8号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（森林）	< 活動方針及び活動計画（案）について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第8号 「令和6年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、質疑がないようですので、原案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第9 議案第8号 「令和6年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、原案のとおり承認することに決定いたしましたので、（案）を削除願います。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	（ 午後 3時 12分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月25日

議 長

6 番

7 番